

藤沢市地域防災計画の修正について

1 趣旨

本市の地域防災計画については、災害対策基本法等災害関連法令の改正等に対応するほか、防災関係機関の知見を加える等、適時、修正してきました。本年度は、本市の災害対応力及び防災啓発の強化を図るとともに、神奈川県防災会議からの意見や最新の情報等を反映し、修正するものです。

2 主な修正の視点

(1) 災害対応力の強化に係る事項

- ア 実効力のある協定締結に向けたスキームの構築
- イ スマートフォンアプリや自動音声合成を活用した情報配信
- ウ ペットの避難対策に係る支援等の検討
- エ 確実な応急給水に向けた体制整備
- オ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表における指定避難所等の整備

(2) 防災啓発の強化に係る事項

- ア ハザード情報の充実（高潮・内水氾濫等）
- イ 防災意識の若年層への浸透

(3) 諸計画等との整合を図る事項

- ア 災害時における安否不明者氏名等の公表
- イ 富士山火山広域避難計画の富士山火山避難基本計画への改定
- ウ 目久尻川（戸中橋水位観測所）の基準水位運用
- エ 統計データ等の最新化及び防災関係機関の組織改正等

3 これまでの取組と今後の予定（スケジュール）

<令和5年>

- 6月22日 神奈川県防災会議から修正意見を収受
- 7月13日～7月28日 庁内各指揮本部・各地区防災拠点本部へ意見等を照会

9月 1日～9月22日	藤沢市防災会議・藤沢市防災組織連絡協議会へ意見等を照会
11月1日～11月30日	パブリックコメントを実施
11月22日	藤沢市議会災害対策等特別委員会に修正案を報告
<令和6年>	
1月29日	藤沢市防災会議に最終案を報告後、修正を決定
3月上旬	市民周知及び神奈川県知事へ修正を報告

4 主な修正内容

(1) 災害対応力の強化に係る事項

ア 多様な主体とのマルチパートナーシップに基づく災害時協定の締結について、発災後だけでなく、平常時の協力も得られるよう、また、実効性のある具体的な内容を盛り込めるよう、事業者の募集方法等を工夫していくことを記載する。

《序論第1部第3章》

イ 多様な情報配信ツールの整備の一環として、藤沢市の防災情報をプッシュ通知する防災アプリの導入に加え、防災行政無線の自動音声合成による迅速かつ確かな情報配信体制の整備に向けた取組を記載する。

《序論第2部第2章》

ウ ペットの避難対策に関して、避難時に必要となるケージ等の用具やペットフード等の調達支援に努めるとともに、新たなペット同伴施設の開設について検討することを記載する。

《各論I第3部第6章》

エ 地区に偏りなく確実に被災者への応急給水ができるよう、災害用指定配水池等の飲料水が被災者へ行き渡る体制の構築等に取り組むことを記載する。

《各論I第4部第9章》

オ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、津波浸水想定区域に含まれる地域等を、後発地震に備えた1週間の避難を継続すべき高齢者等事前避難対象地域として指定していることを踏まえて、今後の高齢者等の増加を見据えた指定避難所等の整備に取り組むことを記載する。

《各論I第7部第4章》

(2) 防災啓発の強化に係る事項

ア 既存のハザードマップを最新の情報に更新するほか、これまで作成していなかった高潮ハザードマップ、内水氾濫ハザードマップなど災害種別に応じたハザードマップを充実し、市民等への適切な情報提供を図ることを記載する。

《序論第2部第2章》

イ 防災意識の若年層への浸透を図るため、中学生に向けた啓発冊子を提供するなど、防災に関する学習機会の創出を推進する取組を記載する。

《序論第2部第6章》

(3) 諸計画等との整合を図る事項

ア 災害時における安否不明者氏名等の公表による救助活動の効率化・円滑化に関する神奈川県地域防災計画との整合を図ることを記載する。

《序論第2部第2章》

イ 富士山火山広域避難計画が富士山火山避難基本計画に改定されたことを記載するとともに、改定を踏まえた最新の富士山ハザードマップ等を資料編に掲載する。

《各論Ⅱ第3部第18章》

ウ 目久尻川に係る戸中橋水位観測所が令和5年4月に運用が開始されたことに伴い、避難指示等の発令基準の要素となる基準水位等を寒川橋から戸中橋へ変更したことを記載する。

《各論Ⅱ第4部第6章》

以 上

(事務担当 防災安全部 防災政策課)